

ESG金融について

大東文化大学 社会学部
鶴田佳史（TSURUTA Yoshifumi）

本日の構成

- はじめに
- ESG金融・投資とはなにか
- ESG投資に関わる取り組み等
- おわりに：環境カウンセラーとして
なにができるのか

はじめに

- ESG金融・投資について知る
- ESG投資と社会との関係について知る
- 環境カウンセラーとしてなにができるのかを
考える

持続可能性と経済環境

- SDGs・パリ協定
- ESG投資・ダイベストメント（投資撤退）

持続可能な開発の概念が実装されてきている。
社会環境と自然環境と経済環境との両立を志向
する重要性が増してきている。

経営戦略要因←環境コスト

- 消費者
環境負荷の低い製品・サービスの提供
- 投資家・株主・金融
- 競合他社
- 従業員
- 政府・法規規制・規格化
- 地域社会
- 自然環境の保護

リスクの開示

ESG投資と合理性

- ESG投資という制度に対する行為としての経営行動は目的合理性か価値合理性か？
- ESG情報の開示を求める側は価値合理性
- 情報開示への対応・手段は目的合理性
- しかし、情報開示をする側も価値的な基準での開示を行うことが考えられるため、価値合理性の側面もある。

6

事業リスクと信頼性

- 事業リスクへの対応は信頼性につながる
- 利潤は、経営の結果であり、未来志向的活動に対する準備でもある。
- 「未来費用」に対する準備が必要。

ゴーイングコンサーン (going concern)

継続企業の前提 (going concern assumption)

7

ESG投資の背景

- 投資のリスク (投資先企業のリスク)
- 価値観の変化
- どのような社会を作るのか？
- すべての企業が潜在的には対象となる。
- Eは進んでいる。S、Gはあまり進んでいない。Sは評価の基準に統合された指標がないから、Gはこれまでの統治への反省が少ないこともある。
- E：定量化してきている。 S・Gは定性的データがまだ多い。

8

PRI原則 (Principles for Responsible Investment)

- 機関投資家が環境・社会・ガバナンス (ESG) の課題を投資の意思決定や所有慣習に組み込み、受益者のために長期的な投資成果を向上させることを目的とした原則
- PRI原則では「(ある程度の会社間、業種間、地域間、資産クラス間、そして時代ごとの違いはあるものの) 環境、社会、企業統治 (ESG) の問題が運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能であると信じる」とされている。
- 2006年にコフィ・アナン国連事務総長が発案。
- 国連グローバルコンパクトと国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) が共同で策定した責任投資原則。

9

責任投資原則 (PRI)

- PRIは、署名機関による国際的ネットワークと協力し、責任投資原則の6つの原則を実践に移すこと目的としています。PRIは、**環境・社会・ガバナンス (ESG) 課題**の投資への影響を理解し、署名機関が**ESG要因を投資及び所有者の意思決定に組み込む**ための支援を提供しています。

6つの原則

- 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます。
- 私たちは活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組み入れます。
- 私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます。
- 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います。
- 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
- 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

国連環境計画・金融イニシアティブおよび
国連グローバル・コンパクトとのパートナーシップによる投資家イニシアティブ

10

ESG投資

- 環境 (Environment)、社会 (Society)、企業統治 (Governance) という非財務項目を投資分析や意思決定に反映させる投資。
- 環境に対する社会的な関心が高まり、環境配慮活動などの企業の社会的責任 (CSR) に基づいた活動に取り組む企業が増えるとともに、金融機関の投資判断プロセスに投資先の環境配慮や社会的側面を考慮する社会的責任投資 (SRI) に対しても関心が高まっている。
- 企業がESGの課題に適切に配慮・対応すること、また、そのことを評価して投資する株主の存在が、地球環境問題や社会的な課題の解決・改善、さらに、資本市場の健全な育成・発展につながり、持続可能な社会の形成に寄与すると考えられている。
- 財務の観点からのみ投資に加え、環境問題への取り組みや、株主、顧客、従業員、地域社会など、利害関係者 (ステークホルダー) に対し、いかにCSR (企業の社会的責任) を果たしているかをチェックして、投資する。

11

令和3年度環境省重点施策 ～「3つの移行」による経済社会の「リデザイン(再設計)」～ 令和2年12月・環境省

2. 「3つの移行」を支える横断的取組
2-1. ESG金融 やナッジなどを活用した社会変革

3つの移行を加速するためには、経済社会の構造を変える横断的な仕組みづくりが重要である。経済を動かす資金の流れを変革を加速化する方向へ誘導し、さらにその流れを太くしていく。また、あらゆる手段を活用して個人や企業の行動変容、イノベーション創出を促していく。

こうした観点から、ESG金融やその発展形であるインパクトファイナンス (環境・社会・経済へのポジティブなインパクトを追求する投融资) を強力に後押しするとともに、分散型の持続可能な社会づくりに向けて地域におけるESG金融の普及展開を図る。

また、脱炭素経営の後押しやブロックチェーンを活用したCO2排出クレジットの取引促進、イノベーション創出に向けた環境分野のスタートアップへの支援を進める。さらに、「新たな日常」の下での行動変容につなげるための幅広い施策へのナッジ手法の積極的活用を進める。

3つの移行：「脱炭素社会への移行」
「循環経済への移行」
「分散型社会への移行」

12

「選択と集中」～社会変革のための環境省改革～

令和2年8月3日 環境省「選択と集中」実行本部

(4) ESG金融やナッジを活用した社会変革

- 脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を加速するためには、コロナショック後の景気回復に向けた資金の流れを、旧来型の経済社会構造への回帰に振り向けるのではなく、社会変革の加速化の方向へ誘導し、さらにその流れを太くしていかなければならない。こうした観点から、従来のESG金融の促進からさらに踏み込んで、ESG金融の発展形である「インパクトファイナンス」（環境・社会・経済へのポジティブなインパクトを追求する投融資）を強力に後押しするための新たな取組を開始する。
- また、ウイズコロナ・ポストコロナの社会における「新たな日常」の下での行動変容や新たなビジネスモデルを単なる感染防止のみならず、社会変革に沿った方向へとつなげていくことが重要である。このため、環境省の幅広い施策へナッジの手法を積極的に活用し、社会変革に向けた施策の効果の最大化を目指すとともに、環境分野のスタートアップ企業を支援し、埋もれた技術や人材を発掘していく。
- さらに、環境省自身ひいては政府全体の政策も変えていく。環境政策を通じて、経済・社会的課題の解決にも寄与するという視点をあらゆる政策に組み込み、強化していくことを通じ、霞が関全体における課題の同時解決の視点のビルドインに先鞭をつける。特に、今般のコロナショックを受け、失業率が上昇していることを踏まえ、地域における雇用の創出に重点を置いた政策を展開していく。

13

「選択と集中」～社会変革のための環境省改革～

令和2年8月3日 環境省「選択と集中」実行本部

【新たなアクションの方向性】

- ・「インパクトファイナンスの基本的考え方」（令和2年7月発表）に基づき **ESG金融の発展形としての「インパクトファイナンス」を推進**
- ・ **ESG地域金融の普及展開に向けた新たな「共通ビジョン」の策定**
- ・ 気候変動対策のみならず、幅広い政策分野においてナッジの手法を活用した行動変容を促進
- ・ イノベーションの創出に向けた環境スタートアップ支援パッケージ
- ・ 環境省の施策・事業について、SDGsの観点からPDCAサイクルを回す新たな仕組みの導入（令和2年度から試行）
- ・ 国立公園への誘客促進事業において、新型コロナウイルス感染症の収束までの間の雇用の維持・確保のための事業を追加（令和2年度1次補正で実施済。環境省として雇用の維持・確保を位置付けた事業は初。）

14

インパクトファイナンスの基本的考え方

令和2年7月15日

ESG金融ハイレベル・パネル ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

本文書で取り扱う「インパクトファイナンス」とは、**投融資において環境・社会・経済へのインパクトを追求する多様な動きのうち、ESG金融の発展形として適切なリスク・リターンを追求するものである。**

本文書においては、その中でも、「**中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとする**」ものを「インパクトファイナンス」と位置づけ、検討の射程とした。

インパクトファイナンスは、従来のESG投融資と比較すると、**明確にインパクトを意図する点及びインパクトの測定を行う点**がその特徴である。こうしたインパクト重視の観点から、インパクトファイナンスはESGインテグレーションやエンゲージメント、サステナビリティ・テーマ型投資の実践を深めようとするESG投融資の発展形として考えることができる。

15

インパクトファイナンスの基本的考え方

令和2年7月15日

ESG金融ハイレベル・パネル ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

2. インパクトファイナンスの定義

○本文書における「インパクトファイナンス」とは、次の①～④の要素全てを満たすものをいう。

要素① 投融資時に、**環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの**

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ **中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの**

16

インパクトファイナンスの基本的考え方

令和2年7月15日

ESG金融ハイレベル・パネル ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

3. インパクトファイナンスの意義

○ 投融資や企業の事業活動におけるポジティブなインパクトへの意図やコミットメントが可視化されることにより、投融資先企業や金融機関/投資家自身の価値・競争力の維持・向上につながるとともに、それらが両輪となって拡大することで、アフターコロナの社会づくりの軸となる**社会全体のサステナビリティ向上を支えるもの**となる。

おわりに

- ESGコミュニケーションのためのプロデューサーになる。
- ESG、特にE（環境）について定量的データと定性的データを用いて説明ができ、長期的および短期的な社会的影響を企業活動の視点から説明ができる。
- 未来への希望に満ちた言葉で説明ができる。
- 環境カウンセラーとして現在を未来につなげる、あるいは、未来を現在につなぐために、「社会を変える（社会変革）」という文脈の中で何ができるのかを考えるのもよいかもしれない。
- 「環境起業家（企業家）」としての視点で考え、行動できる。

17

18

参考資料等

- 環境省「環境情報開示基盤整備事業～ESG 対話プラットフォーム～」 <https://www.env-report.env.go.jp/portal.html>、2021年1月31日閲覧
- 環境省（2018）「環境報告ガイドライン（2018年版）」 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo/2018Guidelines20190325.pdf>、2021年1月31日閲覧
- 環境省（2018）「第五次環境基本計画の概要」 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>、2021年1月31日閲覧
- 環境省（2020）「令和2年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書概要」 https://www.env.go.jp/policy/200630_R02hakusho_gaiyou.pdf、2021年1月31日閲覧
- 環境省（2020）「令和3年度環境省重点施策～「3つの移行」による経済社会の「リデザイン（再設計）」～」 https://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03juten/01_juten.pdf、2021年1月31日閲覧
- 環境省「持続可能な社会の形成に向けたESG地域金融の普及展開に向けた共通ビジョン（骨子案）」 <https://www.env.go.jp/policy/%E8%B3%87%E6%96%99%EF%BC%93%EF%BC%8D%EF%BC%92.pdf>、2021年1月31日閲覧
- 環境省ESG金融ハイレベル・パネル ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース（2020）「インパクトファイナンスの基本的考え方」 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/114284.pdf>、2021年1月31日閲覧
- 環境省ESG地域金融の先事例調査に関する検討会（2019）「事例から学ぶESG地域金融のあり方～ESG地域金融の普及に向けて～」 https://www.env.go.jp/seisaku/list/keizai/pdf/ESG_report201903.pdf、2021年1月31日閲覧¹⁹

参考資料等

- 環境省環境経済課（2020）「インパクトファイナンス参考資料」 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/114285.pdf>、2021年1月31日閲覧
- 環境省「選択と集中」実行本部（2020）「選択と集中～社会変革のための環境省改革～」 <https://www.env.go.jp/policy/%E3%80%8C%E9%81%B8%E6%8A%9E%E3%81%A8%E9%9B%86%E4%B8%AD%E3%80%8D%E5%8F%96%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%A8%E3%82%81%E6%9C%AC%E6%96%87.pdf>、2021年1月31日閲覧
- 環境省大臣官房環境経済課（2020）「環境金融推進室ESG地域金融実践ガイド」 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113742.pdf>、2021年1月31日閲覧
- 国際連合広報局、 https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/、2021年1月31日閲覧
- 国連環境計画・金融イニシアチブおよび国連グローバル・コンパクトとのパートナーシップによる投資家イニシアチブ（2019）「責任投資原則」 <https://www.unpri.org/download?ac=10971>、2021年1月31日閲覧
- GRI、国連グローバル・コンパクト、持続可能な開発のための世界経済人会議「SDG Compass」 https://ungcjin.org/sdgs/files/SDG_COMPASS_Jpn.pdf、2021年1月30日閲覧
- 鈴木幸毅（2006）「環境経営～環境サステナビリティに志向する企業経営～」 百田義治編『経営学基礎』中央経済社
- 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF） <https://www.gpif.go.jp/>、2021年1月30日閲覧
- ホーケン他著、佐和隆光監訳（2001）『自然資本の経済』日本経済新聞社

20